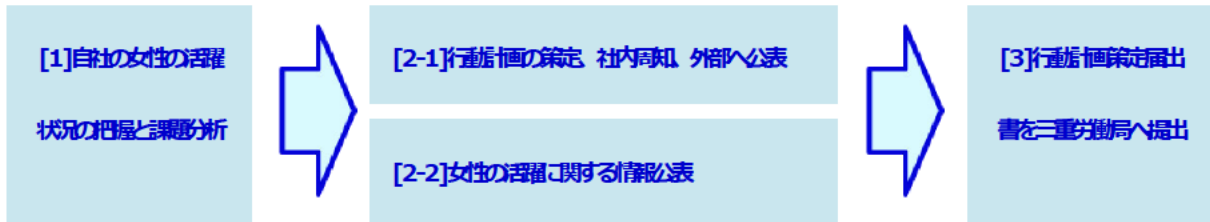


えるぼし認定を取得し、

女性の活躍推進企業としてPRしましょう！！

【一般事業行動計画について】

女性の活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する現状を把握、課題分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための計画を策定します。



【えるぼし認定について】

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

〈メリット〉

- ★認定マークを商品や広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。
- ★優秀な人材確保や企業イメージの向上等が期待できます。
- ★公共調達や融資に関して、優遇措置を受けられます。

※5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定段階が決まります。

お問い合わせ先：三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎

☎059-226-2318

お気軽にご相談ください！

